特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	予防接種に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
松原市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
松原市長

公表日
令和5年6月30日

［平成30年5月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務
②事務の内容	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、市区町村へ接種記録の照会提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	［　10万人以上30万人未満　］　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	保健事業支援システム
②システムの機能	①予防接種の受診券の作成 ②予防接種の記録 ③予防接種済証の発行 ④健康被害の救済措置 ⑤未接種者への勧奨通知 ⑥統計報告資料、データ分析の処理
③他のシステムとの接続	［○］情報提供ネットワークシステム　［　］庁内連携システム ［　］住民基本台帳ネットワークシステム　［　］既存住民基本台帳システム ［○］宛名システム等　［　］税務システム ［○］その他　（ ワクチン接種記録システム（VRS）　）
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバー、団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。

③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[ ] 税務システム [ ] その他　（　）
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く団体内統合宛名情報等を通知する機能 2. 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 3. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　）
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）
②システムの機能	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出・死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[ ] 税務システム [○] その他　（ 保健事業支援システム　）
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ＜予防接種法関係＞別表第1第10の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ＜特措法関係＞別表第1第93の2の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第67の2条 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 ①情報照会【法別表第2における根拠】 ＜予防接種法関係＞ ・第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項目のうち 第2欄（事務）が「予防接種法による予防接種の実施」（第16の2の項）、「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収」（第17、第18、第19の項ー実費の徴収ができるのは第18の項のみ）に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2 ＜特措法関係＞ ・第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項目のうち 第2欄が「特措法による予防接種の実施」（115の2の項）に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 ②情報提供【別表第2における情報提供の根拠】 ＜予防接種法関係＞ ・第3欄（情報照会者）が「市町村長」の項目のうち 第4欄（事務）が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」第16の2・第16の3の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2・第12条の2の2 ＜特措法関係＞ ・第3欄（情報照会者）が「市町村長」の項目のうち 第4欄が「特措法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」（第115の2の項） ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部　地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種対象者
その必要性	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施を行うため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
その妥当性	◎識別情報　：　対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報　：　本人への通知等の送付先として必要なために記録 ◎業務関係情報　：　対象者の予防接種情報に基づき、健康管理、医療機関への支払い等を行うために記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	健康部　地域保健課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（ 窓口課 ） [　] 行政機関・独立行政法人等　（ ） [　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ ） [○] 民間事業者　（ 予防接種実施医療機関 ） [　] その他　（ ）
②入手方法		[○] 紙　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[　] 専用線　[○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム ）
③使用目的 ※		予防接種対象者の抽出、接種券の発行、接種情報の管理、接種済書の発行
④使用の主体	使用部署	健康部地域保健課
	使用者数	[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		1　4情報の組み合わせをキーに健康管理ファイルの検索を行う。 2　本人の住民情報をもとに接種対象者であるかを確認する。 3　予防接種を受けた者が接種した予防接種情報の入力を行う。 4　予防接種実施状況の入力完了後に、接種対象者や既接種者、未接種者情報などの検索や照会を行う。 5　新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録の照会・提供を転出元及び転出先の市区町村に行うため、また接種券の発行のため使用する。 6　新型コロナウイルスワクチン感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために使用する。
	情報の突合	氏名、性別、生年月日、住所の4情報で突合する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録を転出先市区町村に提供する場合は、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 3 ） 件
委託事項1		システムの運用・保守
①委託内容		システムの運用・保守
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	松原市個人情報保護条例の厳守及び業務委託契約に基づく一切の義務の厳守
	⑥再委託事項	保健事業支援システムの運用・保守
委託事項2～5		
委託事項2		保健事業支援システムの改修業務
①委託内容		予防接種法の改正等に伴う保健事業支援システムの改修
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	松原市個人情報保護条例の厳守及び業務委託契約に基づく一切の義務の厳守
	⑥再委託事項	予防接種法の改正等に伴う保健事業支援システムの改修
委託事項3		ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	［ ○ ］提供を行っている　（　　１）件　［　　］移転を行っている　（　　）件 ［　　］行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法　第19条第8号　別表第2の項、及び第19条第16号 ①予防接種法関係 ・第3欄（情報照会者）が「市町村長」の項目のうち 第4欄（事務）が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」（第16の2の項） ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 ②特措法関係 ・第3欄（情報照会者）が「市町村長」の項目のうち 第4欄が「特措法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」（第115の2の項） ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2
②提供先における用途	①予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって、主務法令で定めるもの ②特措法による予防接種の実施に関する事務であって、主務法令で定めるもの ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	①予防接種事業関係情報であって、主務省令で定めるもの ②特措法による予防接種事業関係情報であって、主務法令で定めるもの ③市区町村コード及び転入者の個人番号（本人からの同意が得られた場合のみ）
④提供する情報の対象となる本人の数	［　10万人以上100万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	松原市に住民登録している法定接種対象者
⑥提供方法	［ ○ ］情報提供ネットワークシステム　［　　］専用線 ［　　］電子メール　［　　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　　］フラッシュメモリ　［　　］紙 ［ ○ ］その他　（ ワクチン接種記録システム（VRS）　）
⑦時期・頻度	①情報ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供の求めがある都度 ②転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度

提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	予防接種法関係 ・第3欄（情報照会者）が「市町村長」の項目のうち 第4欄（事務）が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」第16の3の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2の2
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって、主務法令で定めるもの
③提供する情報	予防接種事業関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	松原市に住民登録している法定接種対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所　※	＜当市における措置＞ 関係職員以外立ち入り禁止の室内に、施錠されたサーバー室があり、さらに施錠されたサーバーラックにサーバーを保管している。なお、サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存している。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における措置＞ クラウドサービスを利用しており、以下の対策を講じている。 ①論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ②当該領域のデータは暗号化処理をする。 ③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないよう制御している。 ④国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないよう制御している。 ⑤日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ⑥（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

7. 備考

＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞
①当市の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
②当市の領域にに保管されたデータは、他機関から消去できない。
※クラウドサービスはIaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスすることができないため、消去することができない。

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

予防接種情報ファイル
＜予防接種に関する記録項目＞
・西暦年度
・宛名番号
・接種日
・更新者
・更新日
・更新時間
・性別
・接種種別
・接種回数
・接種判定
・接種日年齢
・年度末年齢
・基準日年齢
・受診時国保区分
・請求日（月）
・実施医療機関
・問診医
・接種医
・接種番号
・接種会場
・メーカー(製薬会社名）
・Lot. No
・接種量
・未接種理由
・対象外判定
・予診フラグ
・特記事項

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

ワクチン接種記録システム（VRS）
＜予防接種に関する記録項目＞
・個人番号
・宛名番号
・自治体コード
・接種券番号
・属性情報（氏名、生年月日、性別）
・接種状況（実施/未実施）
・接種回
・接種日
・ワクチンメーカー
・ロット番号
・ワクチン種類（※）
・製品名（※）
・旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号）（※）
・証明書ID（※）
・証明書発行年月日（※）

※　新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等の予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・健康保険証や聞き取りにより本人確認を行い、接種対象者であることを確認している。 ・本人から個人番号を入手する際は、同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・他市区町村から個人番号を入手する際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 　交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
入手した情報についてはシステムで氏名・生年月日等の情報で照合を行い、誤った情報については事務に利用しないことを徹底する。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用しログインした場合だけアクセスできるよう制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは市区町村ごとに論理的に区分されており、他の領域からは個人情報が入手できないようアクセス制御されている。 ・入手する特定個人情報については、情報漏洩を防止するため暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	

３．特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		・番号法第９条第１項別表第１に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、システム上の仕組みとして担保する。
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
	具体的な管理方法	・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。 ・個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、複数で使用する共用IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容		・従事者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対して指導する。
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・長時間操作がない場合は、スクリーンセーバを表示し解除するにはパスワードが必要な措置をとり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめ処理後、速やかに処分する。 ・ワクチン接種記録システムに登録する際には、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定し、作業終了後は、内部のデータを確実に消去する。 ・特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 個人情報の保護、秘密等の保持、作業場所、個人情報の適正管理・廃棄・消去、再委託の禁止、複写等の禁止、目的外使用の禁止、契約終了後の返還、事故報告義務
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　特に力を入れて行っている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	松原市が再委託の承諾をしたときは、委託契約により負うことになる個人情報の保護に関する責務や、松原市個人情報保護条例の厳守を義務付けている。
その他の措置の内容		委託契約の仕様書において、委託先業者にプライバシーマークなどの認証を取得することを要件にしている。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づいた取扱いを行っている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・データを保管するサーバー室においては、入室管理・空調管理も行っている。
・サーバーや端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新にすることでウイルス対策を行っている。
・端末へのソフトウェアインストール制限を行っており、不正プログラムのインストールを防止する。
・日々バックアップを取り、滅失に対する措置を行っている。
・すべての端末においてデバイス制御を行っており、漏えいに対する措置を行っている。
＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞
ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしており、主に以下の物理的対策を講じている。
・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理
・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしており、主に以下の技術的対策を講じている。
・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。
・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。
・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付）
・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。
・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、
証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。
また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	①システムごとに情報システム管理者を定め、職員等に対する教育や指導等を行っている。 ②全庁的に情報セキュリティポリシーの徹底と個人情報保護に関する研修を積極的に行っている。 ③委託業者に対して、秘密保持に関する条項を含んだ契約を行っている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 　デジタル庁（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	

10. その他のリスク対策
〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 　デジタル庁（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、 第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　健康部　地域保健課、総務部　総務課 電話072-334-1550（代）
②請求方法	個人情報開示請求書等により請求先に届け出による方法。 （請求の問い合わせについては、健康部　地域保健課、請求の手続きについては総務部　総務課
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　健康部　地域保健課、総務部　総務課 電話072-334-1550（代）
②対応方法	―

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月28日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月20日	Ⅳ　開示請求、問い合わせ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒580-8501　松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　健康部　地域保健課、総務部　政策法務課 電話072-334-1550（代）	〒580-8501　松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　健康部　地域保健課、総務部　総務課 電話072-334-1550（代）	事後	
令和3年5月20日	Ⅳ　開示請求、問い合わせ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	個人情報開示請求書等により請求先に届け出による方法。 （請求の問い合わせについては、健康部　地域保健課、請求の手続きについては総務部　政策法務課	個人情報開示請求書等により請求先に届け出による方法。 （請求の問い合わせについては、健康部　地域保健課、請求の手続きについては総務部　総務課	事後	
令和3年5月20日	Ⅳ　開示請求、問い合わせ 2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒580-8501　松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　健康部　地域保健課、総務部　政策法務課 電話072-334-1550（代）	〒580-8501　松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　健康部　地域保健課、総務部　総務課 電話072-334-1550（代）	事後	
令和3年5月20日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	令和3年3月12日	令和3年3月31日	事後	
令和4年2月15日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、市区町村へ接種記録の照会提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	

令和4年2月15日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出・死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出・死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	
令和4年2月15日	Ⅰ　基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ＜予防接種法関係＞別表第1第10の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ＜特措法関係＞別表第1第93の2の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67の2条	・番号法第9条第1項 ＜予防接種法関係＞別表第1第10の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ＜特措法関係＞別表第1第93の2の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67の2条 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	
令和4年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他（中間サーバー、団体内統合宛名システム）	その他（中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム（VRS））	事後	
令和4年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1　4情報の組み合わせをキーに健康管理ファイルの検索を行う。 2　本人の住民情報をもとに接種対象者であるかを確認する。 3　予防接種を受けた者が接種した予防接種情報の入力を行う。 4　予防接種実施状況の入力完了後に、接種対象者や既接種者、未接種者情報などの検索や照会を行う。	1　4情報の組み合わせをキーに健康管理ファイルの検索を行う。 2　本人の住民情報をもとに接種対象者であるかを確認する。 3　予防接種を受けた者が接種した予防接種情報の入力を行う。 4　予防接種実施状況の入力完了後に、接種対象者や既接種者、未接種者情報などの検索や照会を行う。 5　新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録の照会・提供を転出元及び転出先の市区町村に行うため、また接種券の発行のため使用する。 6　新型コロナウイルスワクチン感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために使用する。	事後	
令和4年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理	事後	

令和4年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理	事後	
令和4年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	
令和4年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数		株式会社ミラボ	事後	
令和4年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供・移転の有無		提供を行っている（1件）	事後	
令和4年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1 ②提供先における用途	①予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって、主務法令で定めるもの ②特措法による予防接種の実施に関する事務であって、主務法令で定めるもの	①予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって、主務法令で定めるもの ②特措法による予防接種の実施に関する事務であって、主務法令で定めるもの ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	
令和4年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1 ③提供する情報	①予防接種事業関係情報であって、主務省令で定めるもの ②特措法による予防接種事業関係情報であって、主務法令で定めるもの	①予防接種事業関係情報であって、主務省令で定めるもの ②特措法による予防接種事業関係情報であって、主務法令で定めるもの ③市区町村コード及び転入者の個人番号（本人からの同意が得られた場合のみ）	事後	
令和4年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1 ⑦時期・頻度	①情報ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供の求めがある都度	①情報ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供の求めがある都度 ②転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	

令和4年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所※	＜当市における措置＞ 関係職員以外立ち入り禁止の室内に、施錠されたサーバー室があり、さらに施錠されたサーバーラックにサーバーを保管している。なお、サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存している。	＜当市における措置＞ 関係職員以外立ち入り禁止の室内に、施錠されたサーバー室があり、さらに施錠されたサーバーラックにサーバーを保管している。なお、サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存している。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における措置＞ クラウドサービスを利用しており、以下の対策を講じている。 ①論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ②当該領域のデータは暗号化処理をする。 ③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないよう制御している。 ④国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないよう制御している。 ⑤日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ⑥（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 　電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	
令和4年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考		＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ ①当市の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ②当市の領域にに保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスはIaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスすることができないため、消去することができない。	事後	

令和4年2月15日	Ⅲ リスク対策　※（7.②を除く） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容	・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・健康保険証や聞き取りにより本人確認を行い、接種対象者であることを確認している。	・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・健康保険証や聞き取りにより本人確認を行い、接種対象者であることを確認している。 ・本人から個人番号を入手する際は、同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村から個人番号を入手する際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 　交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	

令和4年2月15日	Ⅲ リスク対策　※（7.②を除く） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	入手した情報についてはシステムで氏名・生年月日等の情報で照合を行い、誤った情報については事務に利用しないことを徹底する。	入手した情報についてはシステムで氏名・生年月日等の情報で照合を行い、誤った情報については事務に利用しないことを徹底する。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用しログインした場合だけアクセスできるよう制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは市区町村ごとに論理的に区分されており、他の領域からは個人情報が入手できないようアクセス制御されている。 ・入手する特定個人情報については、情報漏洩を防止するため暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、 交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、 意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号） による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人		

令和4年2月15日	Ⅲ リスク対策　※（7.②を除く） 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・長時間操作がない場合は、スクリーンセーバを表示し解除するにはパスワードが必要な措置をとり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめ処理後、速やかに処分する。	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・長時間操作がない場合は、スクリーンセーバを表示し解除するにはパスワードが必要な措置をとり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめ処理後、速やかに処分する。 ・ワクチン接種記録システムに登録する際には、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定し、作業終了後は、内部のデータを確実に消去する。 ・特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、 個人番号を入手し、使用する。 ・ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	

令和4年2月15日	Ⅲ リスク対策　※（7.②を除く） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	委託契約の仕様書において、委託先業者にプライバシーマークなどの認証を取得することを要件にしている。	委託契約の仕様書において、委託先業者にプライバシーマークなどの認証を取得することを要件にしている。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づいた取扱いを行っている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報	事後	
令和4年2月15日	Ⅲ リスク対策　※（7.②を除く） 5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） その他の措置の内容		＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ ・ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	

令和4年2月15日	Ⅲ リスク対策　※（7.②を除く） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びその他のリスクに対する措置 その他の措置の内容		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 　当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、 　その際は、 　①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 　②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとして 　　も、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、 　転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する 　場面に限定している。	事後	

令和4年2月15日	Ⅲ リスク対策　※（7.②を除く） 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・データを保管するサーバー室においては、入室管理・空調管理も行っている。 ・サーバーや端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新にすることでウイルス対策を行っている。 ・端末へのソフトウェアインストール制限を行っており、不正プログラムのインストールを防止する。 ・日々バックアップを取り、滅失に対する措置を行っている。 ・すべての端末においてデバイス制御を行っており、漏えいに対する措置を行っている。	・データを保管するサーバー室においては、入室管理・空調管理も行っている。 ・サーバーや端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新にすることでウイルス対策を行っている。 ・端末へのソフトウェアインストール制限を行っており、不正プログラムのインストールを防止する。 ・日々バックアップを取り、滅失に対する措置を行っている。 ・すべての端末においてデバイス制御を行っており、漏えいに対する措置を行っている。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしており、主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしており、主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。	事後	

令和4年2月15日	Ⅲ リスク対策　※（7.②を除く） 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	①システムごとに情報システム管理者を定め、職員等に対する教育や指導等を行っている。 ②全庁的に情報セキュリティポリシーの徹底と個人情報保護に関する研修を積極的に行っている。 ③委託業者に対して、秘密保持に関する条項を含んだ契約を行っている。	①システムごとに情報システム管理者を定め、職員等に対する教育や指導等を行っている。 ②全庁的に情報セキュリティポリシーの徹底と個人情報保護に関する研修を積極的に行っている。 ③委託業者に対して、秘密保持に関する条項を含んだ契約を行っている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 　デジタル庁（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	
令和4年2月15日	Ⅲ リスク対策　※（7.②を除く） 10. その他のリスク対策		〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 　デジタル庁（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	
令和4年2月15日	Ⅴ　評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年3月12日	令和4年2月28日	事後	
令和4年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	氏名、性別、生年月日、住所の4情報で突合する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録を転出先市区町村に提供する場合は、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	氏名、性別、生年月日、住所の4情報で突合する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録を転出先市区町村に提供する場合は、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	事後	

	Ⅲ リスク対策　※(7.②を除く) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・健康保険証や聞き取りにより本人確認を行い、接種対象者であることを確認している。 ・本人から個人番号を入手する際は、同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村から個人番号を入手する際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 　交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・健康保険証や聞き取りにより本人確認を行い、接種対象者であることを確認している。 ・本人から個人番号を入手する際は、同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・他市区町村から個人番号を入手する際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 　交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	
令和4年6月3日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出・死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出・死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	

令和4年6月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他（中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム（VRS））	中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	
令和4年6月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理	事前	
令和4年6月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理	事前	

令和4年6月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所※	＜当市における措置＞ 関係職員以外立ち入り禁止の室内に、施錠されたサーバー室があり、さらに施錠されたサーバーラックにサーバーを保管している。なお、サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存している。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における措置＞ クラウドサービスを利用しており、以下の対策を講じている。 ①論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ②当該領域のデータは暗号化処理をする。 ③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないよう制御している。 ④国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないよう制御している。 ⑤日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ⑥（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 　電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	＜当市における措置＞ 関係職員以外立ち入り禁止の室内に、施錠されたサーバー室があり、さらに施錠されたサーバーラックにサーバーを保管している。なお、サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサー 　バー室への入室を厳重に管理している。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ 　もデータベース上に保存している。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における措置＞ クラウドサービスを利用しており、以下の対策を講じている。 ①論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ②当該領域のデータは暗号化処理をする。 ③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないよう制御している。 ④国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないよう制御している。 ⑤日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ⑥（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 　電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 　証明書交付センターシステム及びキオスク	事前	

令和4年6月3日	Ⅲ リスク対策　※（7.②を除く） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容	・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・健康保険証や聞き取りにより本人確認を行い、接種対象者であることを確認している。 ・本人から個人番号を入手する際は、同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・他市区町村から個人番号を入手する際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 　交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・健康保険証や聞き取りにより本人確認を行い、接種対象者であることを確認している。 ・本人から個人番号を入手する際は、同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・他市区町村から個人番号を入手する際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 　交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	

令和4年6月3日	Ⅲ リスク対策　※（7.②を除く） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・健康保険証や聞き取りにより本人確認を行い、接種対象者であることを確認している。 ・本人から個人番号を入手する際は、同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村から個人番号を入手する際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 　交付申請には、個人番号カードのICチップ読	入手した情報についてはシステムで氏名・生年月日等の情報で照合を行い、誤った情報については事務に利用しないことを徹底する。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用しログインした場合だけアクセスできるよう制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは市区町村ごとに論理的に区分されており、他の領域からは個人情報が入手できないようアクセス制御されている。 ・入手する特定個人情報については、情報漏洩を防止するため暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 　・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、 　交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 　・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、 　意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 　・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）	事前	

令和4年6月3日	Ⅲ リスク対策　※（7.②を除く） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	委託契約の仕様書において、委託先業者にプライバシーマークなどの認証を取得することを要件にしている。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づいた取扱いを行っている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報 の提供を受ける際の入手に係る保護措置	委託契約の仕様書において、委託先業者にプライバシーマークなどの認証を取得することを要件にしている。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づいた取扱いを行っている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報 の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事前	

令和4年6月3日	Ⅲ リスク対策　※（7.②を除く） 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・データを保管するサーバー室においては、入室管理・空調管理も行っている。 ・サーバーや端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新にすることでウイルス対策を行っている。 ・端末へのソフトウェアインストール制限を行っており、不正プログラムのインストールを防止する。 ・日々バックアップを取り、滅失に対する措置を行っている。 ・すべての端末においてデバイス制御を行っており、漏えいに対する措置を行っている。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしており、主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしており、主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する	・データを保管するサーバー室においては、入室管理・空調管理も行っている。 ・サーバーや端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新にすることでウイルス対策を行っている。 ・端末へのソフトウェアインストール制限を行っており、不正プログラムのインストールを防止する。 ・日々バックアップを取り、滅失に対する措置を行っている。 ・すべての端末においてデバイス制御を行っており、漏えいに対する措置を行っている。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしており、主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしており、主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する	事前	
令和5年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目	ワクチン接種記録システム（VRS） ＜予防接種に関する記録項目＞ ・接種回（1回目/2回目/3回目）	ワクチン接種記録システム（VRS） ＜予防接種に関する記録項目＞ ・接種回	事後	

令和5年6月6日	Ⅲ リスク対策　※（7.②を除く） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク：目的外の入手が行われるリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用しログインした場合だけアクセスできるよう制御している。	＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用しログインした場合だけアクセスできるよう制御している。	事後	